

## 第7章 福祉施設

(福祉施設)

第53条 この基金は加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため必要な施設をすることができる。

## 第8章 費用の負担

(基本標準掛金)

第54条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本標準掛金を徴収する。

2 前項の基本標準掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の39を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

(基本特別掛金)

第54条の2 この基金は、給付に要する費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本特別掛金を徴収する。

2 前項の基本特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に、1,000分の0を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定は本条において準用する。

4 平成17年4月1日以降に新規に編入する事業所においては、第73条に定める再計算により基本特別掛金の額の見直しが行われるまでの期間について、基本特別掛金を徴収しない。(但し、既存の設立事業所から分離・分割等を行ったことにより、新たに設立事業所となった場合は除く。)

(加算標準掛金)

第54条の3 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち加算年金額に相当

する部分、遺族一時金及び脱退一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算標準掛金を徴収する。

- 2 前項の加算標準掛金は、加入員の報酬標準給与の月額に 1,000分の6を乗じて得た額とする。

(加算特別掛金)

第54条の4 この基金は、給付に要する費用に充てるため、当分の間、加算特別掛金を徴収する。

- 2 前項の加算特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の30を乗じて得た額とする。

- 3 平成23年4月1日以降に新規に編入する事業所においては、第73条に定める再計算により加算特別掛金の額の見直しが行われるまでの期間について、加算特別掛金を徴収しない。(但し、既存の設立事業所から分離・分割等を行ったことにより、新たに設立事業所となった場合は除く。)

(掛金の負担割合)

第55条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区 分	加入員	事業主
基本標準掛金	39分の19.5	39分の19.5
基本特別掛金		0分の0
加算標準掛金		6分の6
加算特別掛金		30分の30

(育児休業期間中の掛金の特例)

第55条の2 法第23条の2第1項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)をしている加入員を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、第54条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。

(徴 収 金)

第56条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員にかかわる第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第

8項の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第57条 この基金は、第54条から第54条の4に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため加入員の数に応じ事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与に1,000分の2.5を乗じて得た額とする。

3 前項の事務費掛金は、事業主が全額負担するものとする。

4 この基金の設立事業所が脱退により設立事業所でなくなったとき（脱退前に破産手続開始の決定を受けた時を含む。以下この条において「脱退日」という。）は、当該設立事業所の事業主は、その事業所の加入員或いは加入員であった者の将来の事務費を次の各号に定めるところにより、事務費掛金として一括して全額負担するものとする。

(1) 加入員期間10年以上の加入員1人につき100,000円

(2) 退職年金受給権者のうち支給開始年齢に達していない者1人につき100,000円

(3) 退職年金受給権者（前号に掲げる者を除く）1人につき60,000円

5 前項第1号及び第2号の者については脱退日における年金見込額が、第3号の者については年金額が50,000円未満の者は除く。

6 第4項に定める事務費掛金は、脱退日の翌月末日迄にこの基金に納付しなければならない。ただし、当該脱退に関する事実の判明が遅れた場合は、この限りではない。

(掛金等の納付)

第58条 毎月の掛金および徴収金は、翌月末日までに、基金に納付するものとする。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉徴収)

第59条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金）を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

4 事業主は、第55条の2第2項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(掛金等の督促および滞納処分)

第60条 掛金および徴収金を滞納する者があるときは、この基金は、法第141条において準用する法第86条の規定により、督促および処分するものとする。

(延滞金)

第61条 前条の規定により督促をしたときは、この基金は、法第141条において準用する法第87条第1項から第5項までの規定により、延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第62条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第62条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(第1号改定者等に係る徴収金の政府への納付)

第62条の2の2 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。

## 第8章の2 年金通算

(中途脱退者及び連合会移換者)

第62条の2の3 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、加入員期間が20年未満であり、かつ、加入員期間が第48条に規定する年数に満たない者又は同条に規定する年齢未満で資格喪失した者をいう。

2 連合会移換者とは、中途脱退者のうち次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 加入員期間が10年以上である者
- (2) 60歳以上の者

(基本部分の選択)

第62条の3 この基金は、連合会移換者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する。ただし、加入員期間が第51条に規定する加入員期間に満たない者は第1号を選択したものとみなす。

- (1) 速やかに第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転すること。
  - (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転すること。
- 2 連合会移換者でない中途脱退者の第2種退職年金の支給に関する義務は連合会に移転しない。
  - 3 第1項第2号の選択をした者は、その選択にかかわらず加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転を申し出ることができる。
  - 4 第62条の4第2項の規定に基づき、申出をした連合会移換者は、前項の申出をしたものとみなす。
  - 5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項に規定する選択をしなかった連合会移換者は、同項第2号を選択したものとみなす。また、前条第3項の申出により連合会移換者となったものは、第1項第1号の選択をしたものとみなす。
  - 6 第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転については第62条の5の規定に基づき行うものとする。
  - 7 第62条の5第2項の規定に基づく連合会への現価相当額の交付前に、当該連合会移換者が再びこの基金の加入員となった場合には、当該連合会移換者の第2種退職年金の支給に関する義務は移転しない。

(脱退一時金の選択)

第62条の4 この基金は、中途脱退者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の交付を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
- (3) 速やかに脱退一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第1号の選択をした連合会移換者の場合に限る。）。

- (4) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第2号の選択をした連合会移換者の場合に限る。）。
- 2 前項第2号又は第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、速やかに脱退一時金を受給すること、又は、確定給付企業年金（当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。）若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 3 第1項第4号を選択した連合会移換者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、連合会への脱退一時金相当額の交付を申し出ることができる。ただし、この申出は前条第3項の申出と同時に行わなければならない。
- 4 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会移換者は同項第4号の選択をしたものとみなす。
- 5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会移換者以外の中途脱退者は同項第2号の選択をしたものとみなす。
- 6 第1項第3号及び第4号並びに第2項及び第3項の脱退一時金相当額の交付又は移換については第62条の8から第62条の10までのいずれかの規定に基づき行うものとする。
- 7 中途脱退者が、脱退一時金の支給前に、又は、脱退一時金相当額の連合会への交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換前に、再びこの基金の加入員となった場合には、当該脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の連合会への交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換は行わない。ただし、当該中途脱退者が脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換を基金へ申し出たときは、この限りでない。
- 8 前項の申出は、当該中途脱退者が再びこの基金の加入員となった日から速やかに行わなければならない。
- 9 この基金は、第1項第3号若しくは第4号を選択、又は第2項若しくは第3項の申出に基づき脱退一時金相当額の交付又は移換をしたときは、当該中途脱退者への脱退一時金の支給の義務を免れる。

#### （第2種退職年金の支給義務の連合会への移転）

- 第62条の5 この基金は、第62条の3に定める連合会移換者の選択に基づき、当該連合会移換者の加入員であった期間に係る第2種退職年金の支給に関する義務を、連合会に移転する。
- 2 前項の規定により第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該連合会移換者の当該第2種退職年金の現価相当額を連合会に交付する。

- 3 前項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。
- 4 第2項の規定により当該第2種退職年金の現価相当額を連合会に交付した場合には、当該連合会移換者のこの基金の加入員であった期間は、加入員でなかったものとみなす。

(連合会移換者の第2種退職年金)

第62条の6 前条第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の第2種退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおけるこの基金の規約によるものとする。

(連合会移換者に係る第2種退職年金に関する支払期月の特例)

第62条の7 第62条の5第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の第2種退職年金に関する支払期月は、第47条第3項の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(連合会への脱退一時金相当額の交付)

第62条の8 この基金の連合会移換者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への交付を申し出ることができる。ただし、この申出は第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転の申出と同時にしなければならない。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を交付するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の連合会移換者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第62条の9 この基金の中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第62条の10 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関（同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

(加入員への説明)

第62条の11 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第62条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。

## 第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結並びに業務の委託

(年金給付等積立金の積立て)

第63条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第63条の2 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と



自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき、中途脱退者に係る現価相当額又は脱退一時金相当額の移換又は交付を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

エ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規定に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき、中途脱退者に係る現価相当額又は脱退一時金相当額の移換又は交付を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第63条の3 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
- (2) 信託金又は保険料の払込割合
- (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
- (4) 資産の額の変更

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であつて、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程で定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第63条の4 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき締結した契約に係る総資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という。）を適切な方法により定めるものとする。

2 この基金は、前項の政策的資産構成割合を踏まえた上で、当該契約に係る各運用受託機関とも協議を行いながら、当該運用受託機関の資産構成割合等を運用ガイドラインとして定め、適切な運用管理を行うものとする。

(業務の委託)

第64条 この基金は、次の各号に掲げる事務を、三菱UFJ信託銀行株式会社に委託するものとする。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務

- (3) 改正法附則第 8 4 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務
- (5) 運用実績に係る統計の作成に関する事務
- (6) 副本管理に関する事務
- (7) 副本管理に付随する事務
  - ア 加入員記録管理補助
  - イ 年金受給待期者管理補助
  - ウ 年金受給者記録管理補助
  - エ 連合会移受換対象者抽出補助
  - オ 統計資料作成補助
  - カ 掛金額計算補助
  - キ 給付額計算補助

## 第 1 0 章 財務及び会計

### （財 務）

第 6 5 条 この基金の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

### （事業年度）

第 6 6 条 この基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

### （予 算）

第 6 7 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生労働大臣に届け出るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第68条 この基金は、毎事業年度の決算を当該事業年度終了後5ヶ月以内に完結するものとする。

2 この基金は、毎事業年度、貸借対照表および損益計算書ならびに事業報告書を作成し、監事の意見をつけて前項の決算完結後1ヶ月以内に代議員会に提出し、その議決を受けるものとする。

3 この基金は、前項の書類を当該事業年度終了後6ヶ月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

4 この基金は、第2項の書類を厚生労働大臣に提出したときは、その書類を事務所に備えつけ、加入員および加入員であった者の閲覧に供するものとする。

(剰余金または不足金の処分等)

第69条 年金経理において決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立て、また不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお、不足金があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 業務経理において、決算上の剰余金または不足金が生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第70条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第71条 この基金の業務上の余裕金は、厚生年金基金令第40条及び厚生年金基金規則第43条に定めるところにより運用するものとする。

(掛金および責任準備金の算出方法)

第72条 掛金および責任準備金の算出方法は、省令に定めるところによるものとする。

(再計算)

第73条 この基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように少なくとも

5年ごとに省令で定める基準に従って掛金率の再計算を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず別途積立金または不足金が、厚生労働大臣の定める額を上回った場合には、ただちに再計算を行うものとする。

(財務および会計規定)

第74条 財務および会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める財務および会計規定を設けるものとする。

## 第11章 解散及び清算

(解 散)

第75条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第76条 この基金が解散したときの清算人の選任及びこの基金の清算は、法第147条の規定によるものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第76条の2 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第161条第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第76条の3 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者  
規約に基づいて支給されることとなる年金給付
- (2) 基準日において加入員である者  
ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる加入員であった期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる加入員であった期間の月数

(イ) (ア) 以外の者

$$\text{按分率} = C / D$$

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表Aの係数

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表Aの係数

3 前項の標準的な退職年齢は62歳とする。

4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第76条の4 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、精算人は、これを解散した日において、この基金が、給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る前条第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）

に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合

残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア） 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

（イ） すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

(2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア） 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

（イ） すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

(3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額を分配し、なお、この分配額の総額を上回る残余財産については、加入員に優先して分配するものとし、分配が必要になったときに、その分配額は別途定める。

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるもの同一のものとする。

4 この基金は、受給権者等から分配金の支払いの申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第77条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、年金受給権者等に次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2 清算人は、加入員であった者の住所が明らかでないため、前項の通知をすることができないときは、その通知に代えて分配金の支払を行う旨の公告をするものとする。

(相続人に対する支払の効果)

第78条 加入員であった者の相続人の1人に対して分配金の支払を行ったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。

## 第12章 雑 則

(還元融資)

第79条 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約にかかわる資産の総額の4分の1に相当する額の範囲内の額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付けを受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第80条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第80条の2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規則)

第81条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続その他その執行について必要な規則は、別に定める。



(時効)

第81条の2 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 第1種退職年金及び第2種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。